

神戸市帰宅困難者支援に係る協力事業者登録要綱

令和7年4月1日 神戸市危機管理監決定

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市帰宅困難者対策基本指針（平成26年3月策定。以下「指針」という。）に基づき、災害時に帰宅困難者を支援する協力事業者の登録基準、その他必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 帰宅困難者とは、災害の発生により、交通機関が停止し通常の方法では自宅に帰宅することが困難になった者の総称をいう。
- (2) 徒歩帰宅者とは、帰宅困難者のうち、徒歩により自宅への帰宅を行う者をいう。
- (3) 協力事業者とは、帰宅困難者の支援を目的としてこの要綱に定める登録を受けた事業者の総称をいう。
- (4) 一斉帰宅抑制事業者とは、協力事業者のうち、発災時、施設内の滞在者に対して一斉帰宅抑制を呼びかけ、安全に滞在するための運営要員の確保に努める事業者をいう。
- (5) 一時滞在施設事業者とは、協力事業者のうち、発災時に帰宅困難者を広く受け入れ、安全に滞在するための運営要員の確保に努める事業者をいい、神戸市と「緊急退避所としての一時利用に関する協定」等を締結した事業者を含める。
- (6) 帰宅支援ステーション事業者とは、協力事業者のうち、徒歩帰宅者を支援するために水道水やトイレ、徒歩帰宅に必要な情報等を提供する事業者をいい、関西広域連合と「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結した事業者を含める。

(申請)

第3条 協力事業者としての登録を受けようとする事業者は、神戸市帰宅困難者支援に係る協力事業者登録申請書（様式第1号）により申請を行うものとする。

2 協力事業者としての登録を取消そうとする事業者は、神戸市帰宅困難者支援に係る協力事業者取消申請書（様式第2号）により申請を行うものとする。

(審査及び登録基準)

第4条 危機管理局副局長は、第3条1項に規定する申請があつた場合は、当該事業者が当該各号に掲げる基準のいずれかに適合しているか審査するものとする。

- (1) 一斉帰宅抑制の要件をもつて登録しようとする事業者は、施設内の滞在者が安全に帰宅開始できるまでの最長3日間を施設内で過ごせるよう、滞在者保護のためのスペース及び、想定される滞在者の3日分以上の物資備蓄を確保していること。
- (2) 一時滞在施設の要件をもつて登録しようとする事業者は、JR三ノ宮駅、元町駅、神戸駅の各駅を中心として概ね1km以内に事業所を有し、帰宅困難者のための滞在スペース、周辺の被害状況や公共交通機関の運行状況について情報収集及び、情報提供を

行える手段を確保していること。

- (3) 帰宅支援の要件をもつて登録しようとする事業者は、徒歩帰宅者の立ち寄り拠点として、水道水やトイレ、周辺の被害状況や公共交通機関の運行状況について情報収集及び、情報提供を行える手段を確保していること。

(登録の認定)

第5条 危機管理局副局長は、第3条1項に規定する申請について、第4条各号のいずれかに適合し、指針及び、第4条1号の場合は「一斉帰宅抑制ガイドライン」、第4条2号の場合は「一時滞在施設運営ガイドライン」に則した運用ができるかを総合的に判断し登録を認定するものとする。この場合において、危機管理局副局長は、認定した結果を協力事業者登録結果通知書（様式第3号）により申請した事業者に通知するものとする。

(登録の取消)

第6条 危機管理局副局長は、協力事業者が当該各号のいずれかに該当するときは、登録を取消すものとする。この場合において、危機管理局副局長は、登録を取消す理由を協力事業者取消通知書（様式第4号）により協力事業者に通知するものとする。

- (1) 協力事業者が事業を廃し、又は休止したとき
- (2) 第4条各号に規定する基準を満たさなくなったとき
- (3) 偽りその他不正な手段により協力事業所等の登録を受けたとき
- (4) 協力事業者が第3条2項に規定する申請をしたとき
- (5) その他、危機管理局副局長が協力事業者として不適格と認めたとき

(協力事業者の公表)

第7条 危機管理局副局長は、協力事業者の名称、位置、登録要件、その他必要な事項について、ホームページ等により公表するものとする。

- 2 協力事業者は、公表が事業の運営に支障があるとき、協力事業者として安全で円滑な運営を行うことに支障があるときは、その旨を危機管理局副局長に申し出ることが出来る。
- 3 危機管理局副局長は、前項に定める申し出により、公表することが適当でないと認める時は公表しないこととする。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

神戸市危機管理局副局長 宛

神戸市帰宅困難者支援に係る協力事業者登録申請書

神戸市帰宅困難者支援に係る協力事業者登録要綱に基づき、下記の通り協力事業者登録を申請します。

記

登録要件	・ 一斉帰宅抑制 ・ 一時滞在施設 ・ 帰宅支援		
所在地			
事業者名			
代表者名			
TEL		FAX	
事業内容		従業員数	
連絡担当者		E-mail	
登録の公表	・ 公表 ・ 非公表		
非公表理由			
その他・備考			

帰宅困難者に提供するスペース（図面）

※ 水道やトイレの場所、一斉帰宅抑制推進事業者については物資備蓄場所を記載

【確認事項】

- ☐ 以下の事情が発生した場合は、速やかに書面にて報告します。
 - ① 施設の増築、改築等により、施設の構造に変化があった場合
但し、収容人数等が変わらない軽微な変更は除く。
 - ② 施設が取り壊される場合
 - ③ 施設の所有者が変更される場合
 - ④ 施設が帰宅困難者を支援する施設として利用できない場合
- ☐ 施設の利用に係る費用は無料とします。
- ☐ 受け入れた帰宅困難者を対象に営業活動及び宗教的活動等を行いません。
- ☐ 帰宅困難者を支援する際に生じた紛争については、神戸市を管轄する裁判所を専属的合意裁判所とします。
- ☐ 帰宅困難者を支援する際に生じた破損については、費用の額や請求の方法等、神戸市が定めるものに従います。
- ☐ 暴力団あるいは暴力団員と関与していません。
- ☐ その他法令上や社会通念上、登録に相応しくないと判断される事由はありません。
- ☐ 協力事業者として運用上、必要な事項については別途資料を作成し添付します。

添付資料 ☐有 ☐無

年 月 日

神戸市危機管理局副局長 宛

神戸市帰宅困難者支援に係る協力事業者取消申請書

神戸市帰宅困難者支援に係る協力事業者登録要綱に基づき、下記の通り協力事業者登録の取消を申請します。

記

登録要件	・ 一斉帰宅抑制 ・ 一時滞在施設 ・ 帰宅支援		
所在地			
事業者名			
代表者名			
TEL		FAX	
連絡担当者		E-mail	
取消理由			

年 月 日

神戸市危機管理局副局長

協力事業者認定結果通知書

神戸市帰宅困難者支援に係る協力事業者登録要綱に基づき、下記の通り協力事業者登録申請に伴う認定結果を通知します。

記

認定結果	・ 認定する ・ 認定しない
登録要件	・ 一斉帰宅抑制 ・ 一時滞在施設 ・ 帰宅支援
所在地	
事業者名	
登録の公表	・ 公表 ・ 非公表
認定しない理由	※ 認定する場合、本欄は削除

年 月 日

神戸市危機管理局副局長

協力事業者登録取消通知書

神戸市帰宅困難者支援に係る協力事業者登録要綱に基づき、下記の通り協力事業者としての登録を取消します。

記

登録要件	・ 一斉帰宅抑制 ・ 一時滞在施設 ・ 帰宅支援
所在地	
事業者名	
取消理由	(1) 協力事業者が事業を廃し、又は休止したため (2) 第4条各号に規定する基準を満たさなくなったため (3) 偽りその他不正な手段により協力事業者の認定を受けたため (4) 協力事業者から登録取消の申請を受けたため (5) その他（下記理由のとおり）